

飲酒運転「しなぐ」させない

お正月は飲酒する機会が多いかと思いますが、飲酒運転は絶対に「しない」「させない」ようにしましょう。

飲酒運転は、正常時と比べて判断力の低下や操作の乱れ・遅れなどから重大事故につながるため法律で禁じられています。

尊い命を守るためにも飲酒運転を絶対にやめましょう。



●酒酔い運転

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

●酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金
飲酒運転は「した人」も「飲ませた人」も同罪です。

商業・法人登記事務 取扱庁変更について

函館地方事務局においては、平成23年2月7日から、コンピュータによる登記事項証明書発行等の事務を除き、商業・法人登記事務についてはすべて本局登記部門において取り扱うこととしております。なお、これに関し、オンラインによる取扱いが下記のとおりとなりますので、お知らせします。

①オンラインによる商業・法人登記申請について

事務取扱い庁変更前の最終業務日である2月4日午後5時15分までに処理が完了できなかった申請につきましては、システムの都合上、「却下」の通知を送信させていただきます。

なお、実際の登記申請につきましては、引き続き本局登記部門で処理いたします。

②オンラインによる登記事項証明書等の送付請求について

2月4日に登記事項証明書等の作成ができなかったものについては、2月7日以降に本局登記部門から送付することになります。

●お問い合わせ

函館地方事務局登記部門
函館市新川町25番18号
TEL 0138・23・9530

2月は「北方領土の日特別啓発期間」

北方領土返還要求運動の啓発事業として、役場庁舎内ロビーに署名コーナーを設置しています。

どうぞ、ご署名にご協力ください。よろしくお願いいたします。

○啓発期間

1月21日～2月21日

●お問い合わせ

住民課 住民環境グループ

きちんと分別 しめ飾りや正月飾り

正月飾りやお神札類などを持ち寄って焼く「どんど焼き」に、燃やすと環境に悪影響を与えるビニールやプラスチックが分別されずに持ち込まれることが多くなっています。

正月飾りなどを持ち込む際にはきちんと分別し、木と紙のみとしてください。

なお、「どんど焼き」は各地区で行われていますが、日時はそれぞれ異なりますので、各町内会でご確認ください。

●お問い合わせ

住民課 住民環境グループ

働いている調理師の皆様へ

●調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに12月31日現在の調理従事場所などを届けなければなりません。今年には届出の必要がなく、今年に届出の必要が年々なっています。

●届出が必要な調理師の方とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設その他多数人に飲食物を調理して提供している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

●届出用紙は江差保健所に備え付けられています。

●届出用紙は平成23年1月15日までに江差保健所へ届けてください。

●詳しくは、北海道全調理師会江差支部及び各分会または江差保健所子ども・保健推進課 保健予防係（電話52・1053）にお問い合わせください。

各種講座のお知らせ

檜山地域人材開発センター フラダンス教室
日程 1月8日・22日(土)
時間 13時～15時
受講料 千円
申込締切 各実施日の前日

社交ダンス教室
日程 1月16日・30日(日)
時間 13時～16時
受講料 2000円
申込締切 各実施日の2日前

ヨガ教室
日程 1月22日(土)
時間 10時～12時
受講料 1500円
申込締切 実施日の前日

職長・安全衛生責任者教育
日程 1月17日(月)・18日(火)
時間 9時～17時
受講料 1万2千円(テキスト代込)
申込締切 1月12日(月)

職長等再教育及び安全衛生責任者教育
日程 1月18日(火)
時間 9時～17時
受講料 8000円(テキスト代込)
申込締切 1月12日(月)

●お問い合わせ・申し込み
檜山地域人材開発センター
TEL 52・0160

冷え込んでいます…ストーブの火災にはご注意を!

